



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	令和6年第2回定例会招集告示	行財政局財務課	1
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道多聞台1号線)	建設局道路管理課	2
告示	土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	3
告示	特定非営利活動法人の認定(特定非営利活動法人てんびん)	地域協働局地域活性課	4
告示	放置自転車等の撤去及び保管についての告示	建設局東部建設事務所	5
告示	放置自転車等の撤去及び保管についての告示	建設局西建設事務所	8
告示	道路の占用を制限する区域の指定	建設局道路管理課	10
公告	市民公園の認定取消し(清水が丘市民公園)	建設局垂水建設事務所	13
交通局	公金の徴収事務を含む業務の委託	交通局営業推進課	14
選挙管理委員会	法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	15
人事委員会	昇任の選考に関する規則等の一部を改正する規則	人事委員会事務局任用課	16

神戸市告示第301号

令和6年9月13日神戸市役所内に第2回定例会を招集する。

令和6年9月6日

神戸市長 久 元 喜 造

令和6年9月17日 神戸市公報第3877号

神戸市告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年9月11日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年9月24日まで一般の縦覧に供する。

令和6年9月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	多聞台1号線	神戸市垂水区多聞台4丁目 137番1から	新	63.80	最大 35.00 最小 19.60
		神戸市垂水区多聞台4丁目 137番1まで	旧	63.80	最大 35.00 最小 34.00

神戸市告示第309号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和6年9月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

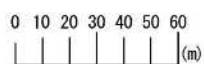
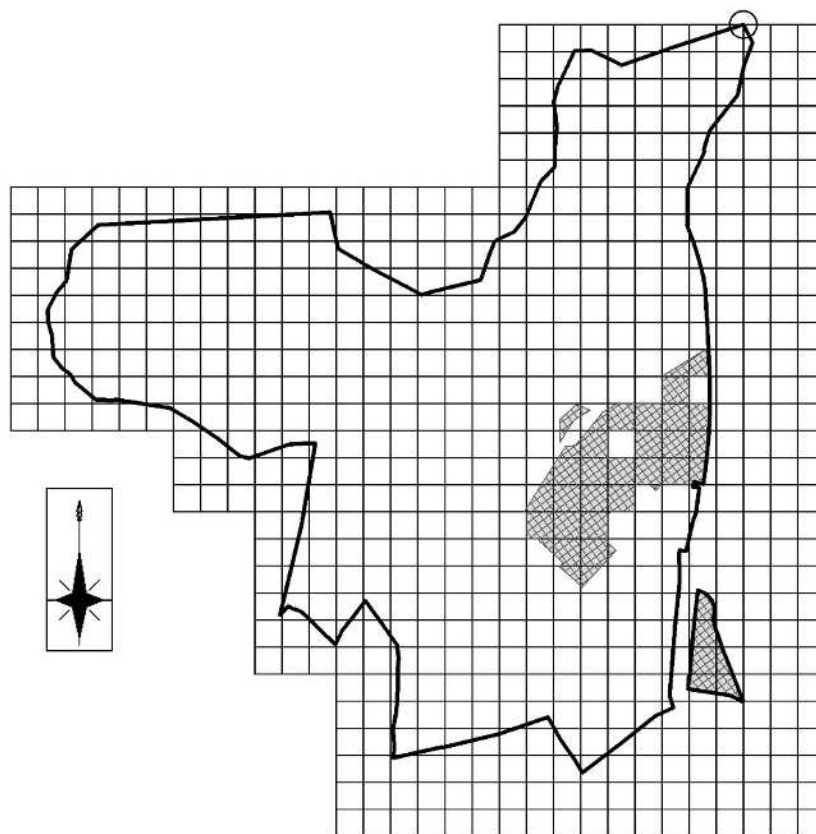
東灘区本山北町4丁目450番、451番、452番、453番、454番、455番、457番、490番、453番先道、455番先水の各一部、466番3

（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図



〈凡例〉	
—	:敷地境界
○	:起点
▨	:形質変更時要届出区域

〈起点〉
起点は、東灘区本山北町四丁目471番の最北端とする。
〈格子の回転角〉
格子の回転は行わなかった。

令和6年9月17日 神戸市公報第3877号

神戸市告示第311号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定に基づく認定を行ったので、同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月17日

神戸市長 久元喜造

法人名	特定非営利活動法人てんびん
代表者	河野 由季
所在地	神戸市中央区元町通6丁目1-8 東栄ビル
目的	この法人は、パーキンソン病患者とその家族やご友人など、パーキンソン病に関わる人達が気軽に訪れ、仲間とともに楽しむ事の出来る施設を設立し、訪れる人が生きる力を取り戻し、高められ、患者が新たな形で社会参画に取り組むためのサポートやイベント活動を開催するとともに、この活動の普及啓発を通じて、国内外のパーキンソン病当事者団体への活動支援や協力を行い、パーキンソン病に対する社会の理解促進に寄与する事を目的とする。
有効期間	5年間（令和6年9月6日から令和11年9月5日まで）

神戸市告示第312号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月17日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
2. 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
3. 返還事務を行う時間
魚崎浜保管所及び稗原保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
4. 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
5. その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和6年9月17日 神戸市公報第3877号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 4台	令和6年8月1日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 8台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 3台	令和6年8月2日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	灘駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	深江駅周辺	自転車 2台	令和6年8月7日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 13台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岡本駅周辺	自転車 1台	令和6年8月8日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 15台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪神御影駅周辺	自転車 7台	令和6年8月20日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪急御影駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 4台	令和6年8月20日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 4台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	岡本駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	甲南山手駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	魚崎駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車	3台	令和6年8月21日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	灘駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	大石駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	新在家駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車	17台	令和6年8月26日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2台	
	六甲駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	東灘区管内	自転車	22台	
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	JR住吉駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	摂津本山駅周辺	自転車	3台	令和6年8月27日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	灘区管内	自転車	27台	
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪神御影駅周辺	自転車	9台	令和6年8月27日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第313号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月17日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和6年8月6日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
		原付 1 台	令和6年8月6日	
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 5 台	令和6年8月22日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 4 台	令和6年8月28日	
原付 1 台		令和6年8月28日		
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	伊川谷駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和6年8月8日	

神戸市告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、神戸市の管理する緊急輸送道路において、道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年10月31日まで一般の縦覧に供する。

令和6年9月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 道路の種類、路線名及び追加・削除をする区域

別表に掲げる道路

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限を開始する日

令和6年10月1日

別表

通番	内容	道路種別	路線名	占有を制限する区域	
				起点	終点
1	追加	県道	本山本庄線	東灘区本山南町9丁目	東灘区本山南町4丁目1-22
2	追加	市道	戸浪線	東灘区本山南町4丁目1-22	東灘区本山南町4丁目1-18
3	追加	市道	御影石町35号線	東灘区御影石町3丁目9	東灘区御影石町3丁目7
4	追加	市道	灘方面第210号線の1	東灘区御影石町3丁目7	東灘区御影塚町2丁目27
5	追加	市道	記田1号線	東灘区御影塚町2丁目27	東灘区御影塚町2丁目20
6	追加	市道	灘浜住吉川線	東灘区御影塚町1丁目	灘区灘浜東町
7	追加	市道	御影浜町2号線	灘区御影本町1丁目	灘区御影浜町
8	削除	県道	本山本庄線	東灘区青木町1丁目	東灘区青木町1丁目
9	削除	市道	青木防潮堤線	東灘区青木町1丁目	東灘区青木町1丁目
10	追加	市道	阪急沿線	灘区王子町2丁目	灘区王子町2丁目

通番	内容	道路種別	路線名	占用を制限する区域	
				起点	終点
11	追加	市道	花時計線	中央区加納町6丁目5-1	中央区三宮町1丁目
12	追加	市道	神戸方面 第330号線	中央区江戸町95	中央区江戸町91-1
13	追加	市道	北町線	中央区江戸町91-1	中央区京町78
14	追加	市道	京町線	中央区京町78	中央区海岸通
15	追加	市道	葺合南58号線	中央区加納町6丁目1	中央区加納町6丁目3
16	追加	市道	東町線	中央区加納町6丁目3	中央区海岸通25
17	追加	市道	前町線	中央区海岸通25	中央区海岸通29
18	追加	市道	海岸通第1号線	中央区海岸通29	中央区海岸通
19	追加	市道	三宮中央通り線	中央区三宮町1丁目	中央区加納町5丁目
20	追加	市道	京橋線	中央区三宮町1丁目	中央区三宮町1丁目
21	追加	市道	東町線	中央区東町113-1	中央区江戸町95
22	追加	市道	葺合南59号線	中央区加納町6丁目5-1	中央区東町113-1
23	追加	市道	生田北81号線	中央区中山手通2丁目2-20	中央区中山手通2丁目2-25
24	追加	市道	塚本線	兵庫区下沢通3丁目	兵庫区水木通3丁目
25	追加	市道	石井会下山線	兵庫区湊川町4丁目1	兵庫区湊川町2丁目1-12
26	追加	市道	港島1号線	中央区小野浜町	中央区新港町
27	追加	市道	港島1号線	中央区小野浜町2-62	中央区小野浜町
28	追加	市道	有馬街道西鈴蘭台線	北区鈴蘭台東町9丁目	北区鈴蘭台北町1丁目
29	追加	県道	鈴蘭台停車場線	北区鈴蘭台北町1丁目	北区鈴蘭台北町1丁目9
30	追加	市道	鈴蘭台環状線	北区鈴蘭台南町5丁目	北区鈴蘭台北町1丁目
31	追加	県道	明石神戸宝塚線	北区甲栄台3丁目7	北区甲栄台3丁目6-1
32	追加	市道	泉台2丁目12号線	北区泉台2丁目	北区泉台2丁目
33	追加	市道	桜宮泉台線	北区泉台2丁目	北区甲栄台3丁目6
34	追加	市道	中5号線	北区八多町中	北区有野町二郎
35	追加	市道	吉尾田尾寺線	北区藤原台北町6丁目1-1	北区藤原台北町6丁目18-1
36	追加	市道	栗ノ木谷線	北区藤原台北町5丁目	北区藤原台北町6丁目1-1
37	追加	市道	岡場駅南線	北区有野中町1丁目9	北区有野中町1丁目8
38	追加	市道	吉尾田尾寺線	北区藤原台中町1丁目2	北区藤原台中町1丁目2
39	追加	市道	藤原台中町45号線	北区藤原台中町1丁目3	北区藤原台中町1丁目2
40	追加	市道	岡場西線	北区藤原台中町1丁目	北区藤原台中町1丁目3
41	追加	市道	若松線	長田区腕塚町5丁目	長田区二葉町5丁目
42	追加	市道	林田東須磨方面 第141号線	長田区二葉町5丁目1-32	長田区二葉町5丁目1-32
43	追加	県道	神戸明石線	長田区北町3丁目4-8	長田区北町3丁目4-3
44	追加	市道	山下線	須磨区平田町3丁目3-10	須磨区川上町3丁目
45	追加	市道	大田5号線	須磨区大黒町4丁目1	須磨区平田町4丁目1
46	追加	市道	大田7号線	須磨区大黒町4丁目2	須磨区大黒町4丁目1
47	追加	市道	大田10号線	須磨区大黒町4丁目3-14	須磨区大黒町4丁目2

通 番	内 容	道 路 種 別	路 線 名	占用を制限する区域	
				起 点 の 地 名	終 点 の 地 名
48	追加	市道	板宿 12 号線	須磨区大黒町 4 丁目 3-23	須磨区大黒町 4 丁目 3-14
49	削除	市道	西出高松前池線	須磨区平田町 3 丁目 3-10	須磨区前池町 2 丁目 4
50	追加	市道	中島 1 号線	須磨区大池町 5 丁目 1	須磨区中島町 1 丁目 1-1
51	追加	市道	須磨多聞線 (多井畑西地区) (事業中)	須磨区多井畑南町	垂水区桃山台 6 丁目
52	追加	市道	垂水里 279 号線	垂水区日向 1 丁目 5	垂水区河原 5 丁目
53	追加	市道	西垂水 58 号線	垂水区日向 1 丁目 2	垂水区日向 1 丁目 5
54	追加	市道	天神川垂水駅 福田川線	垂水区日向 1 丁目 1	垂水区日向 1 丁目 2
55	追加	市道	商大線	垂水区本多聞 3 丁目	垂水区本多聞 3 丁目
56	追加	市道	糀台 92 号線	西区高塚台 4 丁目 12	西区糀台 5 丁目 4
57	追加	県道	平野舞子停車場線	西区平野町下村	西区櫛谷町菅野
58	追加	市道	西神 1 号線	西区春日台 5 丁目	西区春日台 5 丁目 1-10

神戸市公告

市民公園の認定を取消したので、神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号）第20条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年9月17日

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定を取消す市民公園

名称、位置、面積

名 称	位 置	面 積
清水が丘市民公園	垂水区清水が丘1丁目179番107	571 m ²

2 認定取消しの年月日

令和6年9月9日

神戸市交通告示第2号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和6年9月17日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

委託者	委託業務	委託期間
東京都渋谷区代官山町20番23号 Forestgate Daikanyama MAIN 棟3F RYDE 株式会社 代表取締役社長 杉崎 正哉	企画商品販売業務	令和6年9月17日から 令和6年12月1日まで

神戸市選告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和6年9月4日

神戸市選挙管理委員会

委員長 安達和彦

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,783</u>
2	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>206,524</u>
3	選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>254,893</u>
4	神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
	東灘区	<u>57,310</u>
	灘区	<u>36,050</u>
	中央区	<u>37,192</u>
	兵庫区	<u>30,245</u>
	北区	<u>58,888</u>
	長田区	<u>25,662</u>
	須磨区	<u>43,655</u>
	垂水区	<u>58,815</u>
	西区	<u>65,233</u>

昇任の選考に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月17日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第3号

昇任の選考に関する規則等の一部を改正する規則

(昇任の選考に関する規則)

第1条 昇任の選考に関する規則(昭和35年4月人委規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1 係長昇任選考基準表 (その2)				別表第1 係長昇任選考基準表 (その2)			
番号	適用する職	選考区分	左欄の職へ昇任するために必要な資格要件	番号	適用する職	選考区分	左欄の職へ昇任するために必要な資格要件
1	運輸現業に従事する	自動車運輸現業	[略]	1	運輸現業に従事する	自動車運輸現業	[略]

	職員を もって 補充す る係長 又はこ れに準 ずる職	高速鉄 道運輸 現業			職員を もって 補充す る係長 又はこ れに準 ずる職	高速鉄 道運輸 現業	
2	同上	同上	(1) 現に指 導乗務職及 び指導駅務 職または技 士職にある 者(番号1 (1)に定め る区分変更 を行った者 を含む。)で あつて、本 市職員とし て <u>13.5</u> 年以 上の在職年 数を有する こと。 (2) [略]	2	同上	同上	(1) 現に指 導乗務職及 び指導駅務 職または技 士職にある 者(番号1 (1)に定め る区分変更 を行った者 を含む。)で あつて、本 市職員とし て <u>17</u> 年以 上の在職年 数を有するこ と。 (2) [略]

(転任の基準等に関する規則)

第2条 転任の基準等に関する規則(昭和37年4月人委規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第2号におい

て「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(その2)		別表(その2)	
区分	左欄の区分の職へ区分変更できる資格要件	区分	左欄の区分の職へ区分変更できる資格要件
自動車 運輸現 業	次の各号の一に該当するものであること。 (1) [略]	自動車 運輸現 業	次の各号の一に該当するものであること。 (1) [略]
高速鉄 道運輸 現業	(2) 指導乗務職及び指導駅務職又は技士職に在職し、次のアからエに該当するものであること。 ア [略] イ 本市職員として <u>13.5年</u> 以上の在職年数を有すること。 ウ、エ [略]	高速鉄 道運輸 現業	(2) 指導乗務職及び指導駅務職又は技士職に在職し、次のアからエに該当するものであること。 ア [略] イ 本市職員として <u>17年</u> 以上の在職年数を有すること。 ウ、エ [略]

附 則

この規則は、令和6年9月17日から施行する。